優良クレーン関係業務従事者の表彰内規

一般社団法人　日本クレーン協会 静岡支部

１　趣 旨

クレーン等の災害防止活動の推進及びクレーン関係業務の適切な実行等について顕著な成績を上げ、又は功績があったものに対し表彰を行うこととする。

但し、前年中に労働災害による死亡事故又は重大災害 (一時に3名以上の死傷者を発生したもの) を発生した事業場の者は除くものとする。

２　表彰の区分

（１）クレーン等運転業務従事者

（２）玉掛け業務従事者

（３）クレーン等整備従事者

（４）特別表彰

３　表彰の範囲

（１）本会の会員事業場の従業員であること。

（２）同一会社に２０年以上勤務していること。（４の（４）を除く 。）

但し、会社合併、系列会社との人事異動等の場合は同一会社とみなすものとする。

（３）満４５歳以上であること。（４の（４）を除く 。）

４　表彰の基準

（１）クレーン等運転業務従事者

ア　クレーン等運転士

次の各項の全てに該当するものとする。

（ア）クレーン・デリック運転士免許(限定免許を含む)及び従前のクレーン運転免許並びに、移動式クレーン運転士免許取得者 (以下「クレーン等運転士」という。)であって、免許取得後１５年以上経過し、そのうち運転の実務が１０年以上であること。

（イ）過去において、自己の運転に関連する災害 (休業及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。） 第９６条に定める事故をいう。以下同じ) を発生させていないこと。

（ウ）責任観念旺盛にして、作業成績、勤務成績が顕著で他の模範となるもの。

イ　床上操作式クレーン運転技能者

次の各項の全てに該当する者とする。

（ア）床上操作式クレーン運転技能講習、又は床上操作式クレーン運転のための特例講習 (以下「床上技能講習」という。) を修了後１５年以上経過し、そのうち運転の実務が１０年以上であること。

 　（イ）玉掛け技能講習を修了していること。

（ウ）過去において、自己の運転に関連する災害を発生させていないこと。

（エ) 責任観念旺盛にして、作業成績、勤務成績が顕著で他の模範となるもの。

ウ　小型移動式クレーン運転技能者

次の各項の全てに該当する者とする。

　（ア）小型移動式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能特例講習(以下「小型移動式技能講習」という。)を修了後１５年以上経過し、そのうち運転の実務が１０年以上であること。

（イ） 玉掛け技能講習を修了していること。

（ウ） 過去において、自己の運転に関連する災害を発生させていないこと。

(エ) 責任観念旺盛にして、作業成績、勤務成績が顕著で他の模範となるもの。

（２）玉掛け業務従事者

次の各項の全てに該当する者とする。

ア　玉掛け技能講習修了後１５年以上経過し、そのうち玉掛け作業の実務が１０年

以上であること。

イ　過去において、自己の玉掛け作業に関連する災害を発生させていないこと。

ウ　責任観念旺盛にして、作業成績、勤務成績が顕著で他の模範となるもの。

（３）クレーン等整備従事者

次の各項の全てに該当する者とする。

但し、ア又イについてはどちらか一つに該当すればよい。

ア　 クレーン等運転士の免許を有し、又は床上技能講習又は小型移動式技能講習を修了し、クレーン等の点検修理保守管理業務に１０年以上従事していること。

イ　クレーン等安全規則に係るエレベーター及びリフト又はゴンドラの点検修理保守管理業務に１０年以上従事していること。

ウ　過去において、自己の整備業務に関連する災害を発生させていないこと。

エ　責任観念旺盛にして、作業成績、勤務成績が顕著で他の模範となるもの。

（４）特別表彰

クレーン等の災害防止活動に多大な貢献があったと認められる活動、又は研究発表。

５　表彰の時期及び内容

毎年開催される定時総会において、次の何れか、或いは併合して支部長が行う。

（１）表彰状を授与する。

（２）記念品を授与する。

６　被表彰者の決定

会員からの推薦を受け、選考委員会(委員は支部理事事業場から選出する。)において審査の上、支部長が決定する。

但し、推薦数は原則として1会員当り1名とする。

７　表彰候補者の推薦手続

表彰候補者の推薦手続きは、次の書類を支部事務局へ提出することとするが、その

時期等細部については、その都度通知する。

（１）表彰候補者推薦書 1通

（２）本人の履歴書 1通

（３）免許証、講習修了証の写し

（４）その他関係資料

ア　災防団体、他の団体の表彰、社内表彰等を受賞されている場合は、その写し

イ　クレーン協会本部、支部が主催するクレーン等に関する安全教育を受けて修了　　　　　　証を受けている場合はその写し

　　ウ　その他の関係資料

附則

１　この内規の改正は、平成２９年４月１日改正から施行する。（表題の改正等）